平成 15 年 4 月 1 日 規則第 1 号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、<u>上勝町情報公開条例(平成15年条例第3号。以下「条例」という。)</u>の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (開示の請求)
- 第 2 条 条例第 6 条に規定する請求書の提出は、公文書開示請求書(<u>様</u> 式第 1 号)により行うものとする。

(決定通知)

- 第3条 <u>条例第11条</u>に規定する通知は,それぞれ当該各号の定めると ころにより行うものとする。
- (1) 請求された情報の全部を開示するとき 公文書開示決定通知書 (<u>様式第2号</u>)
- (2) 請求された情報の一部を開示するとき 公文書部分開示決定通 知書(様式第3号)
- (3) 請求された情報を非開示とするとき 公文書非開示決定通知書 (様式第 4 号)

(決定の延長通知)

第4条 <u>条例第12条第2項</u>に規定する通知は、決定期間延長通知(<u>様</u> <u>式第5号</u>)により行うものとする。

(期限の特例通知)

第 5 条 <u>条例第 13 条</u>に規定する通知は、決定期限特例適用通知書(<u>様</u> <u>式第 6 号</u>)により行うものとする。

(第三者に対する意見の聴取)

- 第6条 町長は,条例第14条の規定により第三者の意見を聴くときは,公文書開示意見照会書(様式第7号)により通知し、公文書開示意見 回答書(様式第8号)により意見を求めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第三者に関する情報の内容が軽易なとき、 又は当該第三者が希望するときは電話等により口頭で意見聴取を行 うものとする。この場合には、第三者意見聴取書(<u>様式第9号</u>)を作 成するものとする。

(第三者に対する開示の決定等の通知)

第7条 町長は、条例第14条の規定により第三者に意見書を提出する機会を与えた後に、開示の決定を通知するときは、当該第三者に対し、第三者情報開示決定等通知書(<u>様式第10号</u>)により通知するものとする。

(公開の実施等)

- 第8条 公文書の閲覧を受ける者は、当該公文書を汚損し、又は破損 することのないよう丁寧に取り扱わなければならない。
- 2 町長は,前項の規定に違反し,又は違反するおそれのある者に対し, 公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

- 3 公文書の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの 交付部数は、公開の請求があった公文書1件につき1部とする。 (その他)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成 17年 3月 30日規則第 7号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

# 様式第1号(第2条関係)

### 公文書開示請求書

年 月 日

上勝町長 様

請求者	住所_	Ŧ		_
氏名				
雷話番号	(		)	

法人その他の団体にあっては、事務所等の所在地及び名称 並びに代表者の氏名

上勝町情報公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求する公文書の	公文書の件名又は知りたいと思う事項をできるだけ具体的に記入してください。					
件名又は内容						
請求の目的						
	該当する番号(重複	する場合は若	い番号)を〇で囲んでください。			
	1 本町区域内に住所を有する者					
	2 本町区域内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体					
	3 本町区域内に勤務する者					
請求者の区分	4 その他実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの					
	本町区域内の事 務所等の名称及 び所在地	「請求者の区い。	分 」の欄で 1~3 を囲んだ方は記入してくださ			
		所在地				
		名称				

		「請求者の区分」の欄で4を囲んだ方は記入してください。			
	利害関係の内容				
開示の方法	該当する番号を○で囲み、郵送希望の方は□にレ印を記入してください。				
	1 閲覧 2 写し	の交付(口 郵送希望)			

(注)「請求の目的」の欄は、請求された公文書の特定等の参考にするためのものですが、記入については、請求される方の任意です。

<職員記載欄>この欄には、記入しないでください。

公文書の件名			受付印
担当する課又	電話番号	( )	
は機関等	电动钳 5	内線()	
備考			

# 様式第2号(第3条関係)

#### 公文書開示決定通知書

第		号
年	月	E

様

上勝町長

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり開示することに決定したので、上勝町情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

公文書の件名									
開示の方法	1 閲覧	1 閲覧 2 写しの交付(口 郵送)							
	日時		年	月	日(	)	午前午後	時	分
開示の日時及 び場所	場所								
	なお, 当 してくださ	日都合の悪い。	い場合	)は,	あらかし	<b>こめ</b>	その旨を	電話等:	で連絡
担 当する課 又 は機 関 等	電話番号	( )	_	内糸	泉(	)			
備考									

(注) 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

#### 公文書部分開示決定通知書

第		号
<b>=</b>	В	_

様

上勝町長印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり一部開示することに決定したので、上勝町情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の件名	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付(口郵送)
開示の日時及び場 所	日時 年 月 日( ) 時 分 午後
	場所
	なお、当日都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で連絡してください。
開示をしない部分 の概要	
開示をしない理由	
担当する課又は機 関等	電話番号( ) — 内線( )
備考	

(教示) この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、上勝町長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に上勝町を被告として(上勝町長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(注) 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

#### 様式第 4 号(第 3 条関係)

#### 公文書非開示決定通知書

第		号
年	月	日

様

上勝町長

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、上勝町情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により通知します。

公文書の件名	
開示をしない理由	
担 当する課 又 は機関等	電話番号( ) — 内線( )
備考	

(教示) この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、上勝町長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に上勝町を被告として(上勝町長が被告の代表者となります。)提起することができます。

# 様式第5号(第4条関係)

### 公文書開示決定期間延長通知書

第		두
年	月	E

様

上勝町長

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、上勝町情報公開条例第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので、通知します。

公文書の件名					
条例第 12 条第 1 項の規定による決 定期間	年	月	日から	年 月	日まで
延長後の期限	年	月	B		
延長する理由					
担当する課又は機 関等	電話番号(		) —	内線(	)
備考					

# 様式第6号(第5条関係)

# 公文書開示決定期限特例適用通知書

第		号
年	月	日

様

# 上勝町長

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、上勝町情報公開条例第 13 条の規定により、次のとおり決定期限の特例を適用したので、通知します。

公文書の件名							
条例第 12 条第 1 項の規定による決 定期間	年	月	日から	年	月	日まで	
条例第 13 条を適 用する理由							
残りの公文書につ いて開示決定等を する期限	年	月	B				
担 当する課 又 は機関等	電話番号(		) —	内 線(		)	
備考							

#### 公文書開示意見照会書

第		号
年	月	日

様

上勝町長印

上勝町情報公開条例により開示の請求があった公文書に, に関する情報が記載されています。

つきましては、当該公文書の開示をするかどうかの決定を行う際の参考とするため、ご意見をお聴きしたいので、別紙「公文書開示意見回答書」により、 年 月 日までに回答していただきますようお願いいたします。

なお,回答がない場合は,意見のないものとして取り扱わせてい ただきます。

公文書の件名					
公文書に記載されているに関する情報の内容					
担当する課又は機 関等	電話番号(	)	_	内線(	)
備考					

# 様式第8号(第6条関係)

上勝町長 様

### 公文書開示意見回答書

年 月 日

住所<u>干</u> 氏名\_\_\_\_\_ 電話番号 ( ) —

法人その他の団体にあっては、事務所(事業所)の所在地及び 名称並びに代表者の氏名

年 月 日付けで照会のあった公文書の開示に係る 意見については、以下のとおりです。

公文書の件名			
意見			
1 開示されても支障がな	Lv <sub>o</sub>		
2 開示されると支障があ	る。		
(支障がある部分)			
(支障がある理由)			

(注) 該当する番号を〇で囲み、2を囲んだ場合は、「支障がある部分」及び「支障がある理由」も記載してください。

# 様式第9号(第6条関係)

### 第三者意見聴取書

意見聴取日	年 月 日
意見聴取に係る第三者	住所 (所在地) 氏名 (名称)
	電話番号
請求のあった 公文書の件名 又は内容	
第三者の意見	<ul><li>1 開示されても支障がない</li><li>2 開示されると支障がある</li><li>(支障がある部分)</li><li>(支障がある理由)</li></ul>
意見聴取を実 施した者の所 属・職・氏名	課係
備考	

### 様式第 10 号(第7条関係)

#### 第三者情報開示決定等通知書

第 号

年 月 日

様

上勝町長

年 月 日付けでご意見をいただきました, に関する情報が記録されている公文書の開示については次のとおり 決定したので,通知します。

公文書の件名	
決定の内容	1 開示する 2 部分開示する
上記の決定により開示をすることになる に関する情報	
公文書の開示の日	年 月 日
担当する課又は機関等	電話番号( ) — 内線( )
備考	

(教示) この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、上勝町長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったこと を知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に上勝町を被告として(上 勝町長が被告の代表者となります。)提起することができます。